

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、改正法附則第18条第4項の規定にもとづき届出を行なった特定小売供給約款（令和8年11月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率を変更することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）、附則4（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）および附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料金率		消費税等相当額	
	円	(円)	円	(円)
定額電灯				
需要家料金				
1 契約につき	55.00		5.00	
電灯料金				
10ワットまでの1灯につき	173.84	(4.65)	15.80	(0.42)
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	298.18	(9.30)	27.11	(0.85)
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	546.84	(18.58)	49.71	(1.69)
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	795.53	(27.88)	72.32	(2.53)
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,292.86	(46.45)	117.53	(4.22)
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1,292.86	(46.45)	117.53	(4.22)
小型機器料金				
50ボルトアンペアまでの1機器につき	463.31	(13.90)	42.12	(1.26)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	835.30	(27.79)	75.94	(2.53)
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	835.30	(27.79)	75.94	(2.53)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 (円)	円 (円)
従量電灯 A		
最低料金		
1 契約につき最初の 8 キロワット時 まで	368.64 (40.56)	33.51 (3.68)
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時につき	29.85 (0.05)	2.71 (0.00)
従量電灯 B		
基本料金		
契約電流10アンペア	392.06 (80.31)	35.64 (7.30)
契約電流15アンペア	588.10 (120.47)	53.46 (10.95)
契約電流20アンペア	784.12 (160.62)	71.28 (14.60)
契約電流30アンペア	1,176.18 (240.93)	106.93 (21.91)
契約電流40アンペア	1,568.24 (321.24)	142.57 (29.21)
契約電流50アンペア	1,960.30 (401.55)	178.21 (36.51)
契約電流60アンペア	2,352.36 (481.86)	213.85 (43.80)
電力量料金		
最初の120キロワット時までの 1 キロ ワット時につき	29.85 (0.05)	2.71 (0.00)
120キロワット時をこえ300キロワッ ト時までの 1 キロワット時につき	36.45 (0.05)	3.31 (0.00)
300キロワット時をこえる 1 キロワッ ト時につき	40.54 (0.05)	3.69 (0.01)
最低月額料金		
1 契約につき	368.64 (40.56)	33.51 (3.68)
従量電灯 C		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつ き	392.06 (80.31)	35.64 (7.30)
電力量料金		
最初の120キロワット時までの 1 キロ ワット時につき	29.85 (0.05)	2.71 (0.00)
120キロワット時をこえ300キロワッ ト時までの 1 キロワット時につき	36.45 (0.05)	3.31 (0.00)
300キロワット時をこえる 1 キロワッ ト時につき	40.54 (0.05)	3.69 (0.01)
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場 合	10.92 (0.41)	0.99 (0.03)
総容量が50ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの場合	21.86 (0.83)	1.99 (0.08)
総容量が100ボルトアンペアをこえ500 ボルトアンペアまでの場合100ボルトア ンペアまでごとに	21.86 (0.83)	1.99 (0.08)
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	218.64 (8.22)	19.88 (0.75)
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キ ロボルトアンペアまでごとに	218.64 (8.22)	19.88 (0.75)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 (円)	円 (円)
臨時電灯 B 基本料金 契約電流10アンペアにつき	431.26 (88.34)	39.21 (8.04)
電力量料金 1キロワット時につき	44.59 (0.05)	4.05 (0.00)
臨時電灯 C 基本料金 契約容量1キロボルトアンペアにつき	431.26 (88.34)	39.21 (8.04)
電力量料金 1キロワット時につき	44.59 (0.05)	4.05 (0.00)
公衆街路灯 A 需要家料金 1契約につき	49.50	4.50
電灯料金 10ワットまでの1灯につき	161.66 (4.65)	14.70 (0.43)
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	279.32 (9.30)	25.39 (0.84)
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	514.60 (18.58)	46.78 (1.69)
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	749.91 (27.88)	68.17 (2.53)
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,220.49 (46.45)	110.95 (4.22)
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1,220.49 (46.45)	110.95 (4.22)
小型機器料金 50ボルトアンペアまでの1機器につき	431.33 (13.90)	39.21 (1.26)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	775.71 (27.79)	70.52 (2.53)
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	775.71 (27.79)	70.52 (2.53)
公衆街路灯 B 基本料金 契約容量1キロボルトアンペアにつき	364.56 (80.31)	33.14 (7.30)
電力量料金 1キロワット時につき	30.02 (0.05)	2.73 (0.01)
最低月額料金 1契約につき	357.64 (40.56)	32.51 (3.68)
低圧電力 基本料金 契約電力1キロワットにつき	1,190.83 (92.78)	108.26 (8.44)
電力量料金 1キロワット時につき		
夏季料金	27.19 (0.05)	2.47 (0.00)
その他季料金	25.62 (0.05)	2.33 (0.01)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 (円)	円 (円)
臨時電力		
定額制供給の場合		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	285.79 (12.51)	25.98 (1.14)
従量制供給の場合		
電力量料金		
1 キロワット時につき		
夏季料金	32.63 (0.06)	2.97 (0.01)
その他季料金	30.74 (0.06)	2.79 (0.00)
農事用電力		
基本料金		
契約電力 1 キロワットにつき	566.62 (92.78)	51.51 (8.43)
電力量料金		
1 キロワット時につき		
夏季料金	22.94 (0.05)	2.09 (0.01)
その他季料金	21.76 (0.05)	1.98 (0.01)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

(2) 附則 4 (公衆街路灯のお客さまについての特別措置) に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 (円)	円 (円)
最低料金		
1 契約につき最初の 8 キロワット時		
まで	357.64 (40.56)	32.51 (3.68)
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時につき	30.02 (0.05)	2.73 (0.01)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

(3) 附則 6 (農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置) に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 (円)	円 (円)
契約使用期間		
毎年最初の 30 日まで		
契約電力		
0.5 キロワット	5,283.26 (48.30)	480.30 (4.39)
1 キロワット	8,035.24 (96.30)	730.48 (8.76)
2 キロワット	13,213.38 (192.90)	1,201.22 (17.54)
3 キロワット	18,443.57 (289.50)	1,676.69 (26.32)
3 キロワットをこえ 1 キロワットを増すごとに	3,800.24 (96.30)	345.48 (8.76)
30 日をこえる 1 日につき		
契約電力		
0.5 キロワット	59.88 (1.61)	5.44 (0.14)
1 キロワット	104.30 (3.21)	9.48 (0.29)
2 キロワット	208.72 (6.43)	18.97 (0.58)
3 キロワット	309.72 (9.65)	28.16 (0.88)
3 キロワットをこえ 1 キロワットを増すごとに	95.50 (3.21)	8.68 (0.29)

(注) ()内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載